

介護老人保健施設ライフプラザ新緑

重要事項説明書

介護老人保健施設ライフプラザ新緑 重要事項のご案内
(2025年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ライフプラザ新緑
- ・開設年月日 平成11年3月25日
- ・所在地 横浜市緑区長津田町5708
- ・電話番号 045-924-2200 ・ファックス番号 045-924-2258
- ・管理者名 施設長 高石 愈
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1453380029号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ライフプラザ新緑の運営方針]

- ・老人の自立を援助し、その家庭への復帰を目指す。
- ・明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視する。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1	1		医学管理
・看護職員	15	1	1	看護
・薬剤師	1	1		調剤・医学管理
・介護職員	35	4	6	介護
・支援相談員	4			相談援助
・理学療法士	6	1		機能訓練
・作業療法士	4			機能訓練
・言語聴覚士	1			
・レクリエーショントレーナー	1	1		レクリエーション運営
・管理栄養士	2	1		栄養管理
・介護支援専門員	3			介護支援

・社会福祉士	1			相談援助
・事務職員	5			運営管理
・その他				

(4) 入所定員等 ・定員 120 名（うち認知症専門棟 40 名）

・療養室 個室 14 室、2 人室 9 室、4 人室 22 室

(5) 通所定員 40 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8 時 00 分～ 9 時 00 分
昼食 12 時 00 分～13 時 00 分
夕食 18 時 00 分～19 時 00 分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 理美容サービス（原則月 2 回第 2 木曜・第 4 金曜日実施します。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 記録

当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。

利用者又は同意書の記載者が、前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。

4. 身体の拘束等・虐待の防止等

＜身体の拘束等＞

1) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2) 当施設は身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会を2月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施します。

〈虐待の防止等〉

1) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施し、措置を適切に実施するための担当者を設置します。

5. 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ・ 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への個人情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ・ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

以上の事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名 称 横浜新緑総合病院
- ・ 住 所 横浜市緑区十日市場 1726-7

- ・ 名 称 町田慶泉病院
- ・ 住 所 町田市南町田 2-1-47

・ 名称

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 医療法人桜樹会 カオス歯科
- ・ 住 所 相模原市南区相模大野 5-13-15 1F

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 10:00～20:00

外来者と面会する場合、指定の面会簿に記入する。又、時間外に入所者と面会する場合は施設に届けなければならない。なお、12月～2月は感染症拡大防止のため、小学生以下の面会を避ける。やむを得ない場合についてのみ1Fエントランスで面会する。

感染症拡大状況により、施設の判断で外部からの立入りを制限する場合があります。

- ・ 外出・外泊

入所者が外出・外泊しようとするときは施設に届けなければならない。

- ・ 火気の取扱い

施設内に危険物を持ち込まない。

- ・ 設備・備品の利用

故意に施設もしくは物品を破損したり、施設外に持ち出さない。又、無断で物品の位置を変えたり形状を変えたりしない。

- ・ 所持品・備品等の持ち込み

テレビやラジオ等の備品を持ち込む場合は、あらかじめ施設に届けなければならない。

- ・ 金銭・貴重品の管理

施設入所及び利用時、大金や貴重品は持ち込まないようにする。無断で持ち込んで紛失した場合は、施設側は責任を負わない。

- ・ 外泊時等の施設外での受診

外泊時施設外で病院及び診療所等で受診した場合、施設側にその旨を届けなければならない。

- ・ 宗教活動

宗教や習慣の違い等で他の入所者等を排撃したり、又は自己の利益のために他人の自由を侵害してはならない。

- ・ ペットの持ち込み

施設での動物の持ち込み及び飼育をしてはならない。

- ・ 迷惑行為等

騒音等他の入所者の迷惑になる行為をしてはならない。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにする。

8. BCP（事業継続計画）の目的と非常災害対策

<BCP>

- ・ 大規模災害が発生した際、緊急かつ組織的に対応することで利用者

及び職員の安全を守り施設資産の損失を最小限に留め、介護事業の継続と損失の迅速な復旧を目的とする。

<非常災害対策>

- ・ 防火管理者には、事業所職員を充てる。

- ・ 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- ・ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自営消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ・ 防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回
 - ②非常災害用設備の使用方法的徹底 随 時

9. 緊急時の対応方法

- ・ 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ・ 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ・ 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

10. 事故発生時の対応方法

- ・ サービス提供等により事故が発生した場合、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、利用者の家族、利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

12. 要望及び苦情等の相談

利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情については下記窓口までお申し出下さい。

- ライフ・ラヴ 新緑 苦情・相談窓口 TEL045-924-2200（支援相談員）
- 緑区役所 苦情・相談窓口 TEL045-930-2315
- 国保連合会 苦情・相談窓口 TEL045-329-3447
- 横浜市 苦情・相談窓口 TEL045-671-4045（健康福祉局）

（苦情処理の体制、手順）

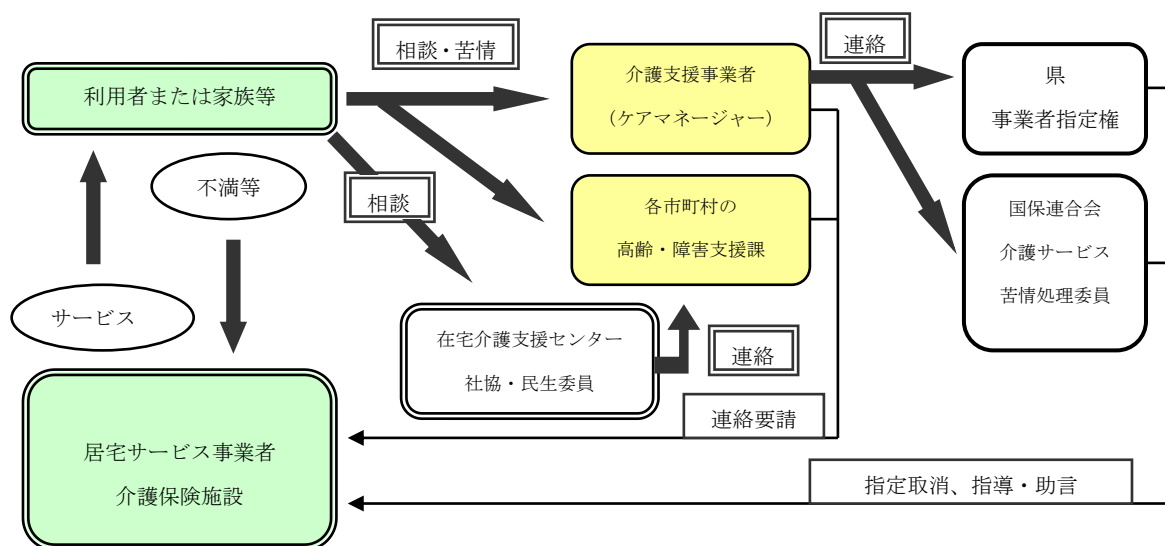
苦情等の申出があった際には下記手順にて円滑かつ迅速に対応します。

- ・ 苦情があった際には内容を十分に聴き明確化に務め利用者様等に確認を求めます。
- ・ 苦情内容によって調査・確認等を要する場合にはその予定について説明するとともにその結果をいつ頃どの様な形で報告するかについて見込を説明します。
- ・ サービス提供者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。
- ・ 上記調査の結果、改善が必要と認められた場合は、必要な対応を図るとともに今後

そうした問題のないよう改善策を講じる。

- ・ 上記調査及び対応の結果については利用者様等に連絡し説明します。

[介護サービスに関する苦情処理のしくみ]



当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

1) 基本料金（自己負担1割負担の場合）

(1) 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

[従来型個室]

・要介護1	1256円
・要介護2	1341円
・要介護3	1417円
・要介護4	1483円
・要介護5	1546円

[多床室]

・要介護1	1351円
・要介護2	1439円
・要介護3	1516円
・要介護4	1583円
・要介護5	1644円

* 介助料・おむつ代・パット代・入浴料・薬代（一部を除く）等は、基本サービス料金に含まれております。

* 上記金額には下記の金額が含まれています。

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 55円
- ・初期加算（Ⅱ）33円（入所後1か月のみ算定）
- ・科学的介護推進体制加算Ⅱ 65円
- ・夜勤職員配置加算 26円
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）24円
- ・安全対策体制加算 22円
- ・排せつ支援加算Ⅰ 11円
- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）14円
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）54円

- ・栄養マネジメント強化加算 12 円
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 11 円
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

＊認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に 82 円加算されます。

＊経口維持加算Ⅰ 429 円 対象者のみ加算されます。

＊経口維持加算Ⅱ 108 円 対象者のみ加算されます。

＊若年性認知症利用者受入加算 対象者(65 歳以下の認知症の方) 129 円加算されます。

＊短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 277 円集中的なリハビリを個別に実施した場合に加算されます。

＊認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258 円集中的なリハビリを個別に実施した場合に加算されます。

＊リハビリテーションマネジメント計画情報提供加算（Ⅰ） 57 円各職種が健康状態栄養状態を把握し、リハビリテーション実施計画を見直した場合に個別に加算されます。

＊栄養マネジメント強化加算 12 円各職種が共同して栄養ケアをした場合に加算されます。
(2024 年 10 月から予定)

＊口腔衛生管理加算(Ⅱ) 118 円口腔衛生、管理等を個別にした場合に加算されます。

＊協力医療機関連携加算(Ⅱ) 6 円 協力医療機関との連携情報共有をした場合に加算されます。

＊認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 161 円 認知症の行動、心理症状に対する取り組み、認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 129 円 推進、評価をした場合に個別に加算されます。

＊高齢者施設等感染対策向上(Ⅰ) 11 円

高齢者施設等感染対策向上(Ⅱ) 6 円施設内で感染症が発生した際医療機関と連携、感染者の療養、感染拡大を防止した際に加算されます。

＊かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) ロ 75 円入所時に服用薬剤の評価及び調整を行った場合に加算されます。

＊新興感染症等施設療養費 258 円(現時点において指定感染症は無い。)

＊居宅における外泊を認めた場合、1 ヶ月に 6 日を限度とし所定単位数に代えて 1 日につき 388 円となります。ただし外泊の初日及び最終日は算定しません。

＊医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合、7 円(1 食当たり)加算されます。

＊入退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

①入所前後訪問指導加算Ⅰ	483 円
②入所前後訪問指導加算Ⅱ	515 円
③退所時情報提供加算(Ⅰ)	536 円
④退所時情報提供加算(Ⅱ)	215 円
⑤入退所前連携加算(Ⅰ)	644 円
⑥入退所前連携加算(Ⅱ)	429 円
⑦訪問看護指示加算	322 円
⑧退所時栄養指導情報連携	75 円

⑨再入所時栄養連携加算 215 円

＊なお、緊急時に所定の対応を行った場合、緊急時治療管理として 556 円加算されます。

＊肺炎・带状疱疹・尿路感染・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪の治療を行った時に 257 円加算されます。

(2) 居住費・食費（1 日当たり）

[従来型個室]

[多床室]

・居住費 1700 円

570 円

・食費 2130 円（朝 600 円 昼 790 円 夜 740 円）

（ただし、食費・居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が 1 日にお支払いいただく上限になります。）

2) その他の料金（1 日当たり）

① 特別室利用料

・個室 4400 円(但し、認知症専門棟は除きます。)

・2 人室 2200 円

② 理美容代 実費（2600 円～9000 円程度。別途資料をご覧ください。）

③ 日常品レンタルセット 選択制（ライフケアセットのご案内に記載）

④ 教養娯楽費 176 円

⑤ おやつ 175 円

⑥ 電気代 20 円(テレビ等)

⑦ レンタルテレビ 個室・2 人部屋 無料 多床室 125 円

＊別途電気代加算

⑧ 健康管理費 実費

⑨ 特別行事費（余暇教室） 実費

※上記金額は税込み金額です。

3) 支払い方法

- ・毎月 10 日頃に、前月分の請求書を利用者及び身元引受人が指定する送付先に発送いたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は原則金融機関自動引落とし、その他ご事情がある場合は銀行振込（振込手数料はご利用者様の負担とさせていただきます）による支払い方法があります。入所契約時にお選びください。尚、銀行振込の際は振込金額の証明となる振込確認書を大切に保管して下さい。

4) 負担限度額について

- ・食費、居住費においては国が定める負担限度額段階（第一段階から第三段階まで）の対象者につきましては所得により異なりますので市町村の保険年金課にお問い合わせください。

5) 入所中の外部受診費について

- ・受診項目によりご利用者様負担もしくは当施設負担になる場合がございます。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者が家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下での介護及び機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金（自己負担1割負担の場合）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

[従来型個室]

・要支援1	1128円
・要支援2	1296円
・要介護1	1345円
・要介護2	1429円
・要介護3	1504円
・要介護4	1572円
・要介護5	1638円

[多床室]

・要支援1	1174円
・要支援2	1362円
・要介護1	1440円
・要介護2	1529円
・要介護3	1603円
・要介護4	1671円
・要介護5	1738円

* 介助料・おむつ代・パット代・入浴料・薬代（一部を除く）等は、基本サービス料金に含まれております。

* 上記金額には下記の金額が含まれています。

- ・夜勤職員配置加算 26円
- ・サービス提供体制加算（Ⅰ） 24円
- ・個別リハビリテーション実施加算 258円（実施した場合）
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 55円
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 11円
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

* 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合 9円（1食当たり）加算されます。

* 入所時および退所時に送迎を行なった場合には、それぞれ198円加算されます。

* 認知症専門棟入所の場合は上記料金に 82円加算されます。

* 重度療養管理加算 129円が対象者のみ加算されます。

② 居住費・食費（1日当たり）

〔 従来型個室 〕

〔 多床室 〕

- | | | |
|-------|---------------------------------|-------|
| ・ 居住費 | 1700 円 | 570 円 |
| ・ 食費 | 2130 円（朝 600 円 昼 790 円 夜 740 円） | |

（ただし、食費・居住費について負担限度額を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく上限になります。）

（2）その他の料金（1日当たり）

① 特別室利用料

- ・ 個室 4400 円(但し、認知症専門棟は除きます。)
- ・ 2 人室 2200 円

② 理美容代 実費（2600 円～9000 円程度。別途資料をご覧ください。）

③ 日用品レンタルセット 選択制（ライフケアセットのご案内に記載）
（タオル・おしぼり・バスタオル等）

④ 教養娯楽費 176 円

⑤ おやつ 175 円

⑥ 電気代 20 円(テレビ等)

⑦ レンタルテレビ 個室・2 人部屋 無料 多床室 125 円

*上記電気代が別途加算

⑧ 健康管理費 実費

⑨ 特別行事費（余暇教室） 実費

※上記金額は税込み金額です。

（3）支払い方法

- ・ 毎月 10 日頃に、前月分の請求書を利用者及び身元引受人が指定する送付先に発送します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は原則金融機関自動引落とし、その他ご事情がある場合は銀行振込（振込手数料はご利用者様の負担とさせていただきます）による支払い方法があります。入所契約時にお選びください。尚、銀行振込の際は振込金額の証明となる振込確認書を大切に保管して下さい。

（4）負担限度額について

- ・ 食費、居住費においては国が定める負担限度額段階（第一段階から第三段階まで）の対象者につきましては所得により異なりますので市町村の保険年金課にお問い合わせください。

（5）入所中の外部受診費について

- ・ 受診項目によりご利用者様負担もしくは当施設負担になる場合がございます。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金（自己負担1割負担の場合）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

<要介護>

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	580円
・要介護2	615円
・要介護3	651円
・要介護4	686円
・要介護5	725円

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	597円
・要介護2	663円
・要介護3	733円
・要介護4	800円
・要介護5	868円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	718円
・要介護2	812円
・要介護3	905円
・要介護4	1022円
・要介護5	1140円

[4 時間以上 5 時間未満]

・ 要介護 1	798 円
・ 要介護 2	903 円
・ 要介護 3	1007 円
・ 要介護 4	1142 円
・ 要介護 5	1276 円

[5 時間以上 6 時間未満]

・ 要介護 1	880 円
・ 要介護 2	1017 円
・ 要介護 3	1152 円
・ 要介護 4	1310 円
・ 要介護 5	1468 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・ 要介護 1	989 円
・ 要介護 2	1149 円
・ 要介護 3	1304 円
・ 要介護 4	1488 円
・ 要介護 5	1668 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・ 要介護 1	1045 円
・ 要介護 2	1211 円
・ 要介護 3	1380 円
・ 要介護 4	1580 円
・ 要介護 5	1774 円

上記金額には下記の②③④⑤⑥⑨⑩の金額が含まれています。

②入浴介助加算 (I)	44 円
③中重度者ケア体制加算	22 円
④サービス提供体制加算 I	24 円
⑤介護職員等处遇改善加算 (I)	
⑥若年性認知受入加算	66 円
⑦重度療養管理加算	109 円
⑧科学的介護推進体制加算	44 円

※各加算については個別の対応となります。

<要支援>

- ・要支援 1 2831 円
- ・要支援 2 5251 円

上記金額には下記の①②③④⑤⑥の金額が含まれています。

- ① (要支援 1) サービス提供体制強化加算 I 96 円
- ② (要支援 2) サービス提供体制強化加算 I 192 円
- ③ 介護職員等処遇改善加算 (I)
- ⑤ 科学的介護推進体制加算 44 円

2) その他の料金

- ① 食費 (食材料費等) 昼食 790 円
- ② おやつ 175 円
- ③ 日常生活費 165 円 (紙おしぼり・ペーパータオル・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等)
- ④ 教養娯楽費 176 円
- ⑤ おむつ代 パンツ型 (1 枚) (L) 49 円・(M) 44 円
パット (1 枚) (ふつう) 13 円・(スーパー) 10 円
- ⑥ 特別行事費 (余暇教室) 実費

※上記金額は税込み金額です。

(3) 支払い方法

- ・毎月 10 日頃に、前月分の請求書を利用者及び身元引受人が指定する送付先に発送します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は原則金融機関自動引落とし、その他ご事情がある場合は銀行振込 (振込手数料はご利用者様の負担とさせていただきます) による支払い方法があります。利用申込み時にお選びください。尚、銀行振込の際は振込金額の証明となる振込確認書を大切に保管して下さい。

(4) 介護保険改定に伴い、料金に変更になることがありますのでご了承ください。

利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行いました。

説明者氏名 _____ 印
日 付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

重要事項を記した文書を交付して説明を受け、同意致しました。

同意者氏名 _____ (押印または署名)